

# 入札参加心得

※入札参加に当たっては、次の事項に留意してください※

## 1 入札の効力について

次の各号のいずれかに該当する入札は、**無効**となります。

- ①入札参加資格のない者のした入札
- ②委任状を持参しない代理人のした入札
- ③所定の日時までに、所定の場所に到達しない入札
- ④入札書記載の金額を訂正した入札
- ⑤入札書に記名、押印のない入札
- ⑥誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦同一人が同一事項について、2通以上の入札をしたもの
- ⑧同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、2者以上の代理をした者の入札
- ⑨明らかに談合と認められる入札
- ⑩前各号に定めるもののほか入札に関する条件に違反した入札

## 2 入札書について

- (1)入札書は必ず様式第5号により、作成してください。
- (2)入札回数は原則として3回までとしますが、入札書は最低4枚準備してください。

## 3 提出した入札書について

提出した入札書は、「書き換え」「引き換え」または「撤回」をすることができません。

## 4 入札参加者等について

- (1)入札は、入札執行の場所に入札者本人又はその代理人が出席しなければなりません。
- (2)代理人が入札に参加する場合は、入札時に入札委任状(様式第6号)を提出してください。
- (3)代理人は、入札委任状の使用印鑑欄に押印した印鑑を入札当日に持参してください。入札書には、入札者の住所・氏名の記載に加え、代理人の記名・押印が必要となります。

## 5 入札の結果、落札者がいない場合について

入札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合、最後に最低価格で応札した者と地方自治法施行令第167条の第2第1項第8号に基づき、直ちに随意契約に移行します。

## 6 公正な入札の確保及び入札の取り止め等について

- (1)入札参加者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等関係法令に抵触する行為があったと認められる場合は、入札の執行を取り止めます。
- (2)入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。
- (3)入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。
- (4)談合その他不正な行為があり入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を取り止めます。

## 7 異議の申立て

入札後に、仕様書の内容が不明とする異議の申立てはできません。

## 8 入札及びくじの辞退

- (1)入札参加者は、入札執行の完了まで、いつでも入札を辞退できます。
- (2)入札を辞退するときは、次の各号により申し出てください。
  - ①入札執行前にあつては、「入札辞退届(任意様式)」を入札日直前の平日午後5時15分までに日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員会事務局(以下、市実行委員会事務局という。)に直接持参、又は郵送してください。
  - ②入札執行中においては、入札辞退の旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出してください。

- (3)入札を辞退したことにより、以後の指名等において不利益な取扱を受けることはありません。
- (4)落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者によるくじを行い、落札者を決定します。くじは辞退することができません。

#### 契約の履行に関し、暴力団関係者から妨害又は不当要求を受けた際の対応について

暴力団関係者から契約等の履行に関し、妨害又は不当要求を受けたときは、すみやかに市実行委員会事務局へ報告するとともに、所轄の警察署へ被害届を提出すること。

なお、暴力団関係者から妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、市実行委員会事務局への報告又は警察への届出を怠った場合は、「宮崎市入札参加資格停止要綱(令和7年告示第368号)」に基づき、指名停止等を行う場合がありますので、ご注意ください。